

郡山市告示第146号

国民健康保険税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第726条の規定に基づく書類の送達を受けるべき者のうち、別紙に掲げる者については、その住所・居所、事務所又は事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第6条の規定により公示送達する。

については、当該書類を郡山市税務部収納課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年6月8日

郡山市長 椎根健雄

調定年度	課税年度	期別	氏名
R07	R07	05	穴澤 章
R07	R07	06	穴澤 章
R07	R07	07	穴澤 章
R07	R07	08	穴澤 章
R07	R07	08	阿部 敬
R07	R07	09	松崎 沙耶
R07	R07	09	相樂 紫音
R07	R07	09	阿部 弘樹
R07	R07	09	竹石 怜那
R07	R07	09	鈴木 樹里
R07	R07	09	菊田 良彦
R07	R07	09	MUZAMMIL MUHAMMAD
R07	R07	09	山内 弘起
R07	R07	03	住中 祐介
R07	R07	09	住中 祐介
R07	R07	09	馬上 広夢
R07	R07	09	玉那覇 正峰
R07	R07	05	齋藤 尊

調定年度	課税年度	期別	氏名
R07	R07	09	齋藤 尊
R08	R07	01	LY VAN THINH